行政書士冨田賢事務所報 2011·頌春

明けましておめでとうございます。早いもので冨田事務 所が開設してから2度目のお正月を迎えました。

昨年は初めて相続の講義を行ったり、3ページにある都 北新聞からのインタビューを受けることができました。

今年も小さくても"華"をいくつも咲かせたいです。

さらなる実務研鑽に努めるとともに、地域に愛される行政書士を目指して精進しますので、本年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。

行政書士 冨田 賢(北区赤羽2丁目)



冨田事務所にてついに実施します! ~1月29日無料相談会(相続・遺言)~

「遺言の書き方・作り方が分からない!」

「相続放棄はいつまでにやるの?」

「手書きの遺言が仏壇の引き出しから見つかったんだけど」

「遺言がなかった場合の遺産分割はどうやるの?」

相続・遺言に関する身近な法務相談に無料で応じます。昨年、相続の講義を行った冨田行政書士が相談受付します。北区外の方でもご利用可。奮ってご利用下さい!

●日時

平成23年1月29日(土)午後1時~5時

●会場

行政書士冨田賢事務所

東京都北区赤羽2丁目31番3号タグチコーポ101号室 ※大きな白い看板あり JR赤羽駅東口・東京メトロ赤羽岩淵駅1番出口より、ともに徒歩6分

【ご注意】

当日は迷われないように、駅からの経路をしっかり確認してからご来所下さい! 弊事務所は冨田行政書士1人で運営しており、当日は間断なく相談業務に乗っているため、駅までお迎えに上がることができません。

●予約申込み

電話 03-3901-2153、FAX03-3901-2164、メール info-gtmo@kdr.biglobe.ne.jp のいずれかでご予約下さい。

①氏名 ②連絡のつく電話番号 ③希望時間帯(30分ごと)をお申し出下さい。 基本的にお1人様30分単位で、最高8人までお受けします。

相続講義特集(2)相続手続きの流れ②

(前号よりつづき、平成22年10月3日川口市立芝富士公民館の相続講義の再現) 右下フローの「遺言の有無の確認」の下の2つの点線四角で、左側には「(遺言が) あり」、右側には「(遺言が) なし」と入ります。

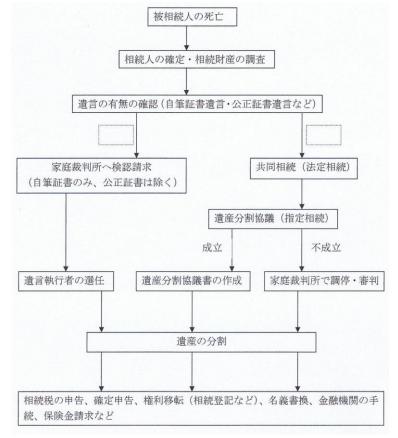
左の下図を辿っていくと、「家庭裁判所へ検認請求」とあります。「検認」とは、その遺言が有効であるか家裁でチェックする、と覚えて下さい。実際には相続人全員の戸籍謄本などが必要となります。公正証書遺言だとこの検認申請を省略できるという、強いメリットがございます。その下の矢印に、「遺言執行者の選任」とあります。執行者は、遺言の内容を実現する人といった意味ですが、後の章で説明します。

さらに下の矢印に進むと「遺産の分割」とあり、つまり誰がどの財産を相続するか、の段階となります。

さきほどの「遺言の有無の確認」に戻り、「(遺言が)なし」で下に進んでみます。

矢印の下は、「共同相続(法定相続)」とありますが、これは民法で決めた割合で分けることを意味し、現実にはほとんどありません。

その下の矢印は、「遺産分割協議(指定相続)」 とあり、こちらが圧倒的



に多いです。すなわち協議とは話し合いの中身で、誰が何を相続するのかを決めていきます。自分の相続分がゼロであったとしても、参加しなければなりません。

「遺産分割協議」の下は矢印が2つに分かれ、片方が「成立」、もう片方が「不成立」となっていますね。協議が成立すれば、矢印の下にあるように、「遺産分割協議書の作成」となり、相続人全員分の実印の押印、印鑑証明書が必要となります。協議が不成立ならば、矢印下の「家庭裁判所で調停・審判」となります。その下の矢印で結局、「遺産の分割」に辿り着きます。ようやく誰が何の財産を相続するのか、完全に決定するのです。

最後にすべてのプロセスが、矢印下の「相続税の申告、確定申告・・・」で終 わるようになっています。(次号につづく)

現図り、地域に恩返

さん(赤羽2)

業して夢を追う挑戦者も。そんな若き、新鋭。にス を辿る。だが、現状に飽き足らず、敢えて独立・開 ポットを当て、今後の展望を聞いた。

長引く不況下、若年層の雇用環境は悪化の

ついて一言 行政書士の仕事に

を皆さまに配達する時に 月発行している事務所報 事だということです。毎 とてもやりがいがある仕 「地域に役立てられる、 動機

と声を掛けられます。行 代書屋のお兄さん』など 験浪人を経て試験に合格 所で補助者経験を1年間 って退職し、2年間の受 可に特化した師匠の事務 しました。直後、建設業許

かして、お世話になった 積み、昨年7月より地元・ 赤羽で開業に踏み切りま た。市職員の経験を活

考えています 開業までの経緯

「川口市役所を考えあ なりました」 実現を図り、高めたいと 恩返ししたい。また、自己 思いから、行政書士に

談したいのかまとめきれ いることは ていないことが意外と多 相談者自身が何を相

相談時、

心掛けて

護士よりも敷居を低く

し、相談を受け、仕事を頂 、際も親身であるべしと

地域に自分の力を還

政書士とはそうした身近

な存在であるべきで、弁

勤務。平成20年行政書

志茂出身。昭和48年生まれ、37歳。法政大学卒業後 と3人暮らし

事務所を開業。趣味は音楽、映画鑑賞。モ

としています。主な業務

いただける運営スタイル

は相続、建設、宅建、会社

創設などです」

最近、古巣の川口市公

将来展望は

都北新聞(平成22年11月28日号)に「新鋭インタビュー」掲載!

ちらから質問したり、ま 秩序立てて説明しやすく っていれば説明書を作成 とめてあげたりします。 く、一通り傾聴した後、こ 事務所はお客様にご来所 また、事前に内容が分か し、渡します。そうすると なります。面談を重視し、 書士冨田賢事務所 むのはもちろん、いつか obe. ne. jp、赤羽2 901)2164 info 1)2153, FAX (3 という夢があります」 開業体験記を発刊したい また現在、実務研鑽を積 の講義は続けたいです 同業者向けではなく住民 地元・北区を始めとして、 させていただきました。 共施設で相続の初講義を (初心者・お年寄り)向け gtmo@kdr.big 問い合わせる(390 3 1 0 1

3

メンタルヘルス・マネジメント検定試験 11種ラインケアコースに合格!

去る11月7日、大正大学キャンパスで受験し、12月17日に合格通知を頂くことができました。2006年から大阪商工会議所の主催により開始した検定で、経営者・人事労務担当者から一般社員まで、それぞれの立場と職務に応じたメンタルヘルス・マネジメントの知識の習得を促し、人事労務管理の視点からメンタルヘルス対策の推進をサポートすることを目的としています。

私が合格したⅡ種ラインケアコースとは管理者向けです。将来的に弊事務所でもパートナーや補助者を導入した際、知っておくべき知識と思い勉強しました。

現実に様々な企業ではメンタルヘルスに向けた取り組みについて不十分なと ころも多いのではないでしょうか? 職場ストレスが年々増大し、年間自殺者数 も3万人を超える現代において、すべての人が真剣に考えるべき課題でしょう。

私の前職である市役所の同僚で、係長昇任試験を受験する方がおられます。私はこの検定試験の存在を教え、「管理者としての見識を深めて欲しい」と諭しました。いずれ学習テキストを貸与するつもりです。

メンタルヘルス不全は一部の特殊な人だけがなる特別な病気ではありません。 働く人たちの心の不調の未然防止と活力ある職場づくりをめざすことで、個人も 職場環境もすべて幸せになることができるのです。

冨田事務所と地域コミュニケーション広場

●12月19日(日)

午後4時15分から北区立なでしこ小学校(私が昭和61年卒業時は第二岩淵小学校)の正門広場にて、毎年恒例のイルミネーション点灯式が行われました。 1月10日(月)まで見ることができるようです。素敵な試みだと思います。お知らせ頂いたなでしこ小学校同窓会の役員様、有難うございました!

平成23年1月5日発行 (不定期発行) 第18号

発行 行政書士冨田賢事務所 行政書士 冨田 賢(とみた まさる)

〒115-0045 東京都北区赤羽 2-31-3 タグチコーポ 101 号室

JR 赤羽駅東口・東京メトロ赤羽岩淵駅1番出口下車ともに徒歩6分

電話 03-3901-2153 FAX 03-3901-2164

メール info-gtmo@kdr.biglobe.ne.jp

URL http://www7b.biglobe.ne.jp/~gtmo/

ブログ http://ameblo.jp/gyousei-tomitamasaru/

※ホームページ・ブログともに「行政、冨田」により上位検索で出ます。

相続、建設・宅建、会社設立、内容証明、各種許認可